

お知らせ

2025年12月10日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機の第12回定期事業者検査の実施について

女川原子力発電所2号機は、2026年1月14日より約5カ月間の予定で、第12回定期事業者検査を実施いたします。

定期事業者検査は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」）」に基づき、発電用原子炉施設に対して定期的を実施するもので、技術上の基準に適合しているか、次の点検までの間その設備が技術上の基準に適合している状態を維持できるかどうかを確認するために行うものです。

また、今回の定期事業者検査期間中において、燃料の取替えや制御棒駆動機構の点検、復水器細管の点検、配管減肉に係る点検等を行うこととしております。

本日、原子炉等規制法に基づき、女川2号機の「定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）」を原子力規制委員会へ提出いたしました。

今回の定期事業者検査の概要は別紙のとおりです。

以上

(別紙) 女川原子力発電所2号機 第12回定期事業者検査の概要